

三井住友信託銀行株式会社が実施する 明治ホールディングス株式会社に対する ポジティブ・インパクト評価に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、三井住友信託銀行株式会社が明治ホールディングス株式会社に実施するポジティブ・インパクト評価に対し、第三者意見書を提出しました。

＜要約＞

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（三井住友信託銀行）が明治ホールディングス株式会社（「同社」）に実施するポジティブ・インパクト評価（本 PI 評価）に対して、国連環境計画金融インシアティブ（UNEP FI）が策定した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）への適合性、並びに環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワース（PIF TF）が纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等について確認を行った。なお、本第三者意見は 2026 年 2 月 16 日付の本 PI 評価を対象としており、有効期限は本 PI 評価に準じる。

(1) 本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト

同社は、食品事業と医薬品事業を展開する明治グループの持株会社であり、国内外に事業基盤を有している。食品分野では粉ミルク、乳製品、菓子、スポーツ栄養食品など多様な商品を提供し、乳幼児から高齢者まで幅広い世代の健康的な食生活を支えている。医薬品分野では抗菌薬や中枢神経系領域の医薬品、ワクチンを中心にグローバル展開を進め、各国の公衆衛生向上に寄与している。グループ全体では世界各地で食品・医薬品事業を展開し、2025 年 3 月期には連結売上高 1 兆 1,540 億円を計上している。さらに同社は、「おいしさ・楽しさ」と「健康・安心」の提供を掲げ、顧客起点や安全・安心、新たな価値創造などの基本姿勢に基づき企業活動を推進している。サステナビリティにおいては、ROE（経済価値）と ESG（社会価値）の両面から評価する「明治 ROESG」を最上位の経営指標と位置づけ、サステナビリティ経営の進化に取り組んでいる。

本 PI 評価では、同社の事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社のサステナビリティ活動も踏まえ、インパクト領域につき特定のうえ「(1)CO₂ 排出量削減によるカーボンニュートラル社会の実現」、「(2)容器包装の管理による循環型社会の実現」、「(3)健康な食生活への貢献」、「(4)製品品質の安全性・信頼性」、「(5)多様な人財による新たな価値創出」の 5 項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対して KPI が設定された。インパクト(1)～(5)は、いずれも同社のマテリアリティに係るものである。今後、これらのインパクトに係る KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本 PI 評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率

性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本 PI 評価におけるモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本 PI 評価において、持続可能な開発目標（SDGs）に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対する PI 評価について確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本 PI 評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：三井住友信託銀行株式会社の明治ホールディングス株式会社に対する
ポジティブ・インパクト評価

2026年2月18日
株式会社日本格付研究所

目 次

<要約>	2
I. 第三者意見の位置づけと目的	3
II. 第三者意見の概要	3
III. 本 PI 評価の合理性等について	4
1. 明治ホールディングスの概要等	4
1-1. 事業概要	4
1-2. 明治グループの経営戦略及び中期経営計画の概要	5
1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法に対する意見	6
2. インパクト特定の適切性評価	11
2-1. 包括的分析とインパクトエリア／トピック	11
2-2. 個別インパクトの評価	14
2-3. JCR による評価	18
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価	19
3-1. KPI 設定の概要	19
3-2. JCR による評価	32
4. モニタリング方針の適切性評価	34
5. モデル・フレームワークの活用状況評価	34
IV. PIF 原則に対する準拠性等について	35
1. PIF 第 1 原則 定義	35
2. PIF 第 2 原則 フレームワーク	36
3. PIF 第 3 原則 透明性	37
4. PIF 第 4 原則 評価	37
5. インパクトファイナンスの基本的考え方	37
V. 結論	38

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（三井住友信託銀行）が明治ホールディングス株式会社（「同社」）に実施するポジティブ・インパクト評価（本 PI 評価）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）への適合性、並びに環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクエア（PIF TF）が纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等について確認を行った。なお、本第三者意見は 2026 年 2 月 16 日付の本 PI 評価を対象としており、有効期限は本 PI 評価に準じる。

(1) 本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト

同社は、食品事業と医薬品事業を展開する明治グループの持株会社であり、国内外に事業基盤を有している。食品分野では粉ミルク、乳製品、菓子、スポーツ栄養食品など多様な商品を提供し、乳幼児から高齢者まで幅広い世代の健康的な食生活を支えている。医薬品分野では抗菌薬や中枢神経系領域の医薬品、ワクチンを中心にグローバル展開を進め、各国の公衆衛生向上に寄与している。グループ全体では世界各地で食品・医薬品事業を開拓し、2025 年 3 月期には連結売上高 1 兆 1,540 億円を計上している。さらに同社は、「おいしさ・楽しさ」と「健康・安心」の提供を掲げ、顧客起点や安全・安心、新たな価値創造などの基本姿勢に基づき企業活動を推進している。サステナビリティにおいては、ROE（経済価値）と ESG（社会価値）の両面から評価する「明治 ROESG」を最上位の経営指標と位置づけ、サステナビリティ経営の進化に取り組んでいる。

本 PI 評価では、同社の事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社のサステナビリティ活動も踏まえ、インパクト領域につき特定のうえ「(1)CO₂ 排出量削減によるカーボンニュートラル社会の実現」、「(2)容器包装の管理による循環型社会の実現」、「(3)健康な食生活への貢献」、「(4)製品品質の安全性・信頼性」、「(5)多様な人財による新たな価値創出」の 5 項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対して KPI が設定された。インパクト(1)～(5)は、いずれも同社のマテリアリティに係るものである。今後、これらのインパクトに係る KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本 PI 評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本 PI 評価におけるモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本 PI 評価において、持続可能な開発目標（SDGs）に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対する PI 評価について確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本 PI 評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、三井住友信託銀行が同社に実施する PI 評価に対して、UNEP FI の策定した PIF 原則及びモデル・フレームワーク、並びに PIF TF の纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に沿って第三者評価を行った。本 PI 評価は、三井住友信託銀行及び三井住友信託銀行の承諾を得た他の金融機関が、同社に対し PIF として実施する複数のファイナンスで参照することが想定されている。PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は 4 つの原則からなる。第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等を確認し、本 PI 評価の PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合性、並びに「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性について確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三井住友信託銀行が同社に対して 2026 年 2 月 16 日付で実施する PI 評価への意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<本 PI 評価の合理性等について>

1. 同社のサステナビリティ活動の概要
2. インパクト特定の適切性評価
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価
4. モニタリング方針の適切性評価
5. モデル・フレームワークの活用状況評価

<PIF 原則に対する準拠性等について>

1. 三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況が PIF 原則に準拠しているか
2. 三井住友信託銀行が定めた社内規程に従い、同社に対する PI 評価を適切に実施できているか

III. 本 PI 評価の合理性等について

本項では、本 PI 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況と、本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. 明治ホールディングスの概要等

1-1. 事業概要

事業は以下のセグメントより構成されている。

図表 1 同社の事業概要

セグメント	事業内容
食品	株式会社明治（以下、明治）主力商品であるヨーグルトや牛乳類のほかに、飲料、チーズ、アイスクリーム、チョコレート、乳幼児ミルク、流動食等が主な製品である。
医薬品	医療用医薬品及び動物薬等が主な製品である。

出典：2025年3月期有価証券報告書を基に三井住友信託銀行作成

1-2. 明治グループの経営戦略及び中期経営計画の概要

同社では、企業価値を ROE（経済価値）と ESG（社会価値）の両面から評価する「明治 ROESG」を最上位の経営指標に掲げ、サステナビリティ経営の進化に取り組んでいく方針である。

2024年3月に2025年3月期から2027年3月期の中期経営計画（以下、「2026年中期経営計画」）を発表し、2027年3月期では、連結営業利益1,165億円、連結当期純利益765億円の目標としている。重点戦略として①成長事業への経営資源投入、②安定したキャッシュ創出力の維持・強化、③経営戦略に則した人財戦略の推進の3つを掲げている。「成長事業への経営資源投入」については、成長ドライバーとして、食品セグメントの海外事業、B to B及び医薬品セグメントを強化・拡大させ、「安定したキャッシュ創出力の維持・強化」に関しては、付加価値の追求による競争優位性の強化と事業ポートフォリオの見直しと資本効率の向上を図り、この2つの戦略において、サステナビリティと事業を融合し、更なる成長を目指す計画である。

「経営戦略に則した人財戦略の推進」については、「必要な人財ポートフォリオの構築」と「エンゲージメントやパフォーマンス向上」の2点から、成長戦略を支える人財戦略を進めている。

図表2 同社重点戦略

重点戦略①	成長事業への経営資源投入
食品セグメント	海外事業の成長加速
	・技術・知財面で競争力を有する商品の展開
	・味の設計や製造技術で差別化可能な商品の展開
	・現地ニーズに合致した商品開発・マーケティング強化
	・グローバル生産・供給体制の確立
	BtoB事業の強化・拡大
	・新規開発素材や自社ブランドを活用した売上拡大
医薬品セグメント	新規発売医薬品の価値最大化
	画期的な新薬パイプラインの確実な遂行

重点戦略②	安定したキャッシュ創出力の維持・強化
食品セグメント	既存事業領域でサステナビリティを付加価値や経済価値につなげる「市場創造型」の商品開発推進
	・meijiサステナブルプロダクト社内認定制度
	・Meiji NPS(明治栄養プロファイリングシステム)
	既存商品の価値最大化
	・デジタル技術を活かしたソリューション事業の立ち上げやマーケティングへの活用
医薬品セグメント	国家戦略と連動した医薬品の安定供給
	企業連携によるジェネリック医薬品バリューチェーンの強靭化

成長戦略に必要な人財ポートフォリオの構築	
・グループ経営人財の発掘・育成	
・グローバルビジネス人財の質と量の充実	
・多様な社員の活躍推進、ダイバーシティマネジメント能力の強化	
・キャリア採用、海外人財採用の拡大	
・人財データの一元化	

社員エンゲージメントの向上 社員一人一人のパフォーマンス向上	
・成果に報いる人事制度改革・仕組みづくり	
・自律と成長、挑戦への後押し(リスクリミング含む)	
・スマートワーク推進	
・健康経営・労働安全の推進	
・エンゲージメントスコアの継続的なモニタリングと改善施策の実行	

出典：同社ホームページを基に三井住友信託銀行作成

2026 年中期経営計画では、ROE と ESG を両立させるにはサステナビリティ活動によって創出された社会価値をお客さま価値に変換し、経済価値化を図らなければならないという考えのもとで、「meij サステナブルプロダクト認定制度」を導入した。これは商品のサステナブル度を可視化し、商品開発やマーケティング戦略のコンセプトにサステナビリティの要素を組み込むことを目的としている。2024 年度は、国内の食品市販品約 600 品を評価し、20%強の商品を認定。医薬品においても、社会課題解決への貢献と持続可能な価値提供の観点から製品のサステナブル度を評価する新たな基準を検討している。

1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法に対する意見

三井住友信託銀行は、UNEP FI の Corporate Impact Analysis Tool の Impact Management の評価項目に準拠して、同社のサステナビリティに関する方針・体制及び運営方法について評価を行った。以下に評価の要点と三井住友信託銀行の意見を記載する。

(1) サステナビリティに関する方針と組織体制

同社は、食と健康のプロフェッショナルとして事業を通じた社会課題の解決に貢献し、人々が健康で安心して暮らせる「持続可能な社会の実現」を目指すため「明治グループサステナビリティ 2026 ビジョン」を策定している。

明治グループ全体のサステナビリティ活動の進捗状況をモニタリングする会議体としてグループサステナビリティ委員会を設置し、年 2 回開催している。グループサステナビリティ委員会は、同社代表取締役社長 CEO が委員長を務め、事業会社 3 社の代表取締役社長が副委員長を務める。重要事項については、経営会議において審議

され、最終的に取締役会が監督する体制を整えており、これによりサステナビリティと経営の統合を、実行力もって着実に推進している。

また、同社 CSO (Chief Sustainability Officer) が議長を務めるグループサステナビリティ事務局会議を月次で開催し、社会課題の解決に向けた取り組みの企画・実行・進捗の確認を定期的に実施。同会議では、各種テーマごとの会議体の協議結果が CSO へ報告され、戦略と実務の整合性を図るとともに計画・実行・評価の連携を強化し、サステナビリティ経営の実効性を高めている。さらに、年 2 回「ESG アドバイザリーボード」を開催し、外部の多様な視点を取り入れながら、ガバナンスの透明性と活動の実効性を高めている。

図表 3 サステナビリティ方針



出典：同社ホームページ

図表 4 サステナビリティ推進体制



出典：同社ホームページ

以上より、三井住友信託銀行は、サステナビリティに関する堅固なガバナンス体制が構築され、取締役会の監督のもと適切に執行されていると判断した。

(2) サステナビリティに関するマテリアリティ

同社は、産業別基準を設定する SASB Standards、GRI Standards などの国際的なガイドラインや国連グローバル・コンパクトなどの国際的なフレームワークを参照しながら、環境・社会・経済的な側面における課題を広範囲にリストアップしている。そして、リストアップしたトピックごとに、食品と医薬品産業におけるリスクと機会を抽出し、中長期的な視点で重要度評価を行うために、潜在的なリスクと機会の抽出も行っている。

マテリアリティ分析は、「ステークホルダーにとっての重要度」と「明治グループの事業における重要度」の2軸で定量的に評価している。重要性評価の結果については、有識者の意見やグループサステナビリティ委員会での意見交換も踏まえて優先順位付けを行い、取締役会へ報告した上で、マテリアリティを特定しており、マテリアリティ特定の過程において、多様なステークホルダーや経営層の意見が充分に反映されていると評価できる。なお、同社は2026中期経営計画で特定した12のマテリアリティを4つの活動テーマ（「こころとからだの健康に貢献」、「持続可能な調達活動」、「豊かな社会づくり」、「環境との調和」）に分類している。さらに4つの活動テーマを、明治グループらしい独自性が發揮できる取り組みと企業活動の基盤となる取り組みの2つの要素で特徴付けし、マテリアリティを体系的に位置付けている。

また、「2-1.包括的分析とインパクトエリア／トピック」で特定した重要なインパクトエリア／トピックについてマテリアリティが設定されていることを三井住友信託銀行は確認した。

図表5 マテリアリティ特定のプロセス

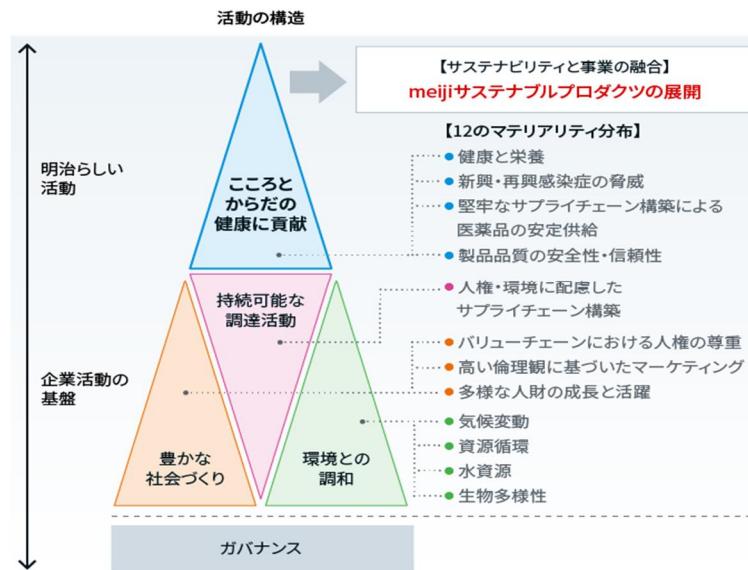


特定されたマテリアリティ

今回のマテリアリティ分析により、2023中期経営計画におけるマテリアリティに、「製品品質の安全性・信頼性」「生物多様性」「堅牢なサプライチェーン構築による医薬品の安定供給」「高い倫理観に基づいたマーケティング」を新たなマテリアリティとして加え、「明治グループサステナビリティ2026ビジョン」の実現を目指します。

出典：同社ホームページ

図表 6 同社のサステナビリティ活動の構造



出典：同社ホームページ

(3) 社会・環境に及ぼすリスクに対する方針・管理体制

同社は、サステナビリティ活動全般を統括する組織としてサステナビリティ委員会を設置している。同委員会の下には、社会課題の解決に向けた取り組みを総合的に監督し、推進状況を管理する組織としてグループサステナビリティ事務局会議を設置している。さらに、同社及びその傘下の子会社の関係部署で構成されるテーマ別のお会議体を設け、具体的な企画・実行・進捗を行うことで、サステナビリティ経営の実効性を高めている。

環境面については、「グループ環境会議¹」の他、「グループ TCFD 会議²」、「Scope3 削減会議³」などの会議体を設置し、「明治グループ環境ポリシー」のとおり、自らの事業が豊かな自然の恵みの上に成り立っていることを認識し、持続可能な社会の実現に貢献すべく活動を行っている。

また、人権については2019年7月に「グループ人権会議」を設置し、人権デュー・ディリジェンスを開始した。「グループ人権会議」の下には、テーマごとに分科会を設置し、人権課題の調査、対策立案、予防に関する取り組みを進めている。同社の取締役会は、これらの活動について定期的に報告を受け、活動プロセスと対策の有効性について監督を行っている。

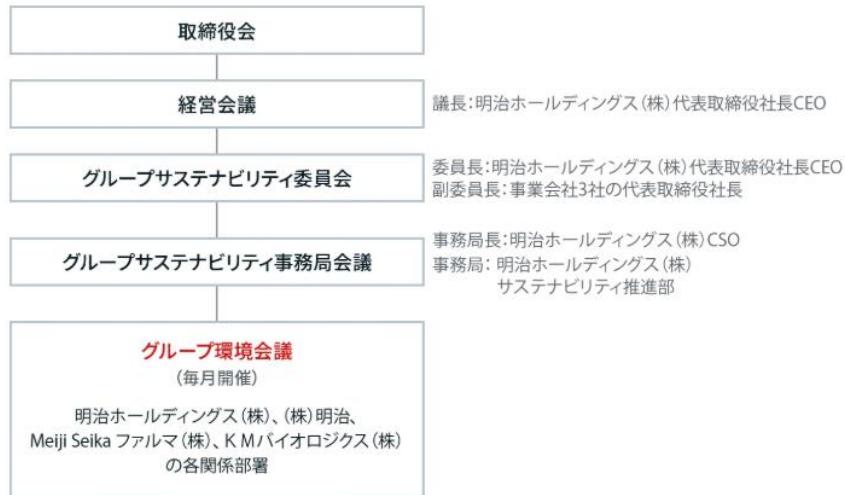
以上により、同社がグループ全体のリスクを適切に把握し、マネジメントする体制が整備されていることを三井住友信託銀行は確認した

¹ 「明治グループ長期環境ビジョン」に基づき、CO₂削減、水リスク対応、水使用量削減の進捗管理と対応方針を協議し、自然と共生する事業基盤の確立を目指している。

2 気候変動に関するリスクと機会を特定・分析し、グループ全社での対応方針を協議している。リスクマネジメント部が参画し、外部開示を目標とした対応と、戦略への反映を進めている。

³ バリューチェーン全体のGHG排出量削減に向けた具体策を立案・実行しており、重要カテゴリーに対する中長期目標の設定やサプライヤー連携によるモニタリング強化を進めている。

図表 7 環境マネジメント体制



出典：同社ホームページ

図表 8 人権マネジメント体制



出典：同社ホームページ

以上(1)乃至(3)より、堅固なサステナビリティ推進体制が確立されており、適切なインパクト・マネジメント運営がなされていると三井住友信託銀行は評価した。

2. インパクト特定の適切性評価

2-1. 包括的分析とインパクトエリア／トピック

本PI評価では、同社の事業活動全体に対する包括的分析が行われ、同社のサステナビリティ活動も踏まえてインパクトエリア／トピックが特定された。

(1) セグメント分析

売上高及び営業利益ベースでのセグメント内訳は図表9の通りである。同社は売上高の全てが2セグメントで構成されており、当該2セグメントを分析対象とする。

分析にあたっては、同社事業を国際標準産業分類（ISIC： International Standard Industrial Classification of All Economic Activities）における「酪農製品製造業」及び「ココア、チョコレート及び砂糖菓子製造業」、「基礎医薬品及び医薬調合品製造業」として整理した。

図表9 セグメント別売上高／営業利益（2025年3月期）



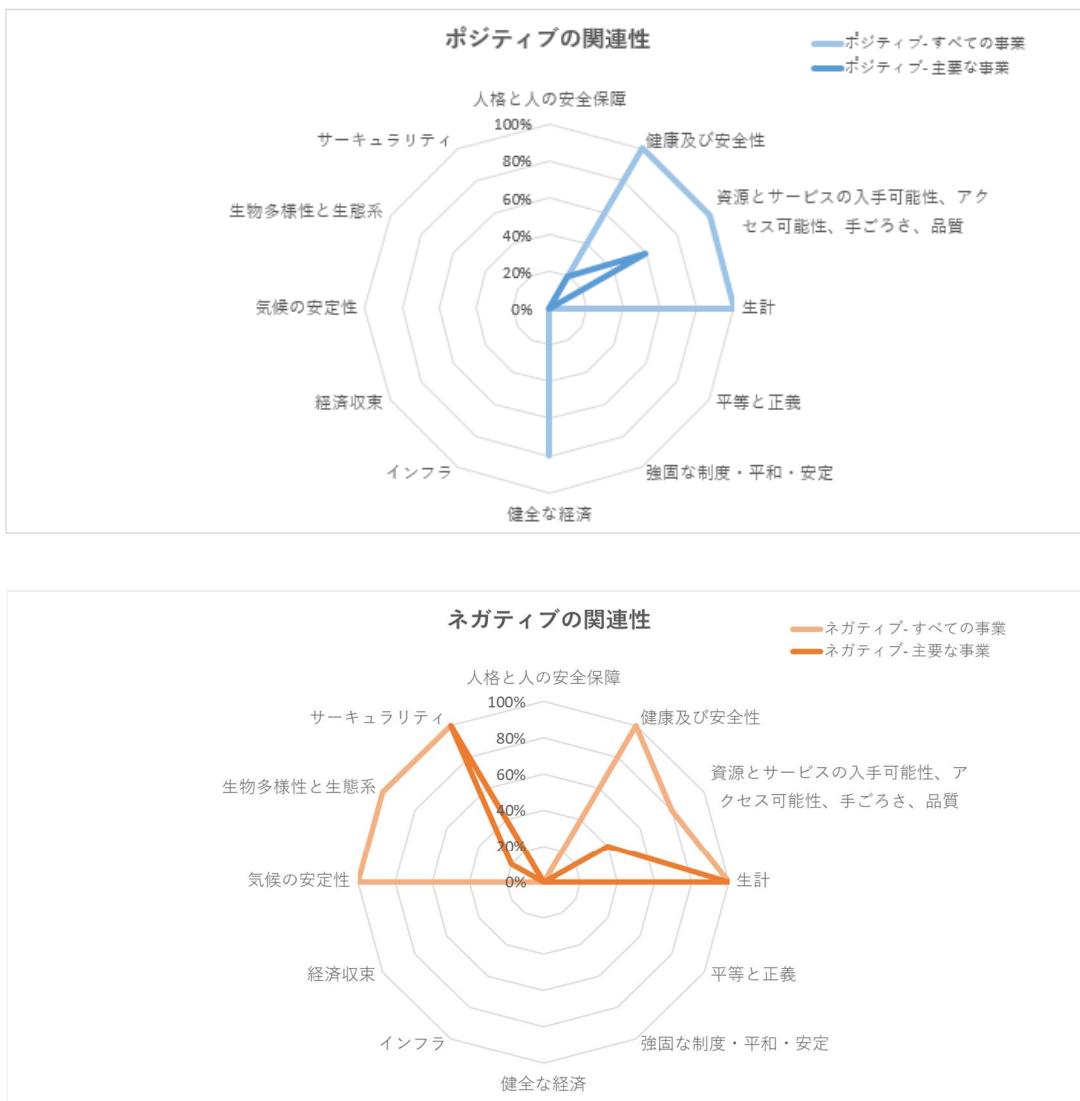
(2) エリア分析

同社の調達額及び売上高で大きな割合を占める日本及びアジア（中国・シンガポール・台湾・ベトナム・タイ・インド・インドネシア）、アメリカ、スペイン、ガーナ、ニュージーランドを主な分析対象とした。

(3) インパクト・レーダーチャート

前述のセグメント及びエリアの観点を踏まえ、UNEP FI の Impact analysis tool を用いて、特定された同社のインパクトエリア／トピックは、以下の通りである。

図表 10 インパクト・レーダーチャート

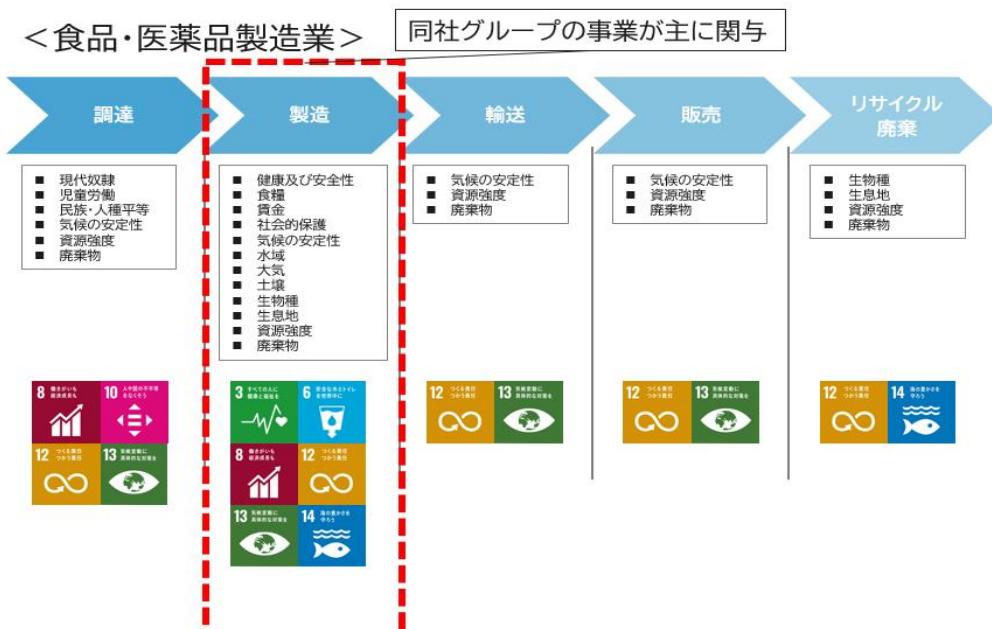


出典：UNEP FI Impact analysis tool を基に三井住友信託銀行作成

(4) サプライチェーン分析

上記セグメント分析で対象とした同社のセグメントにおけるサプライチェーンは図表 11 の通りである。調達過程で想定される主なネガティブ・インパクトは「現代奴隸」、「児童労働」、「ジェンダー平等」、「民族・人種平等」、「気候の安定性」、「資源強度」、「廃棄物」が特定される。そのため、「現代奴隸」、「児童労働」、「民族・人種平等」についてはネガティブ・インパクトとして追加した。

図表 11 サプライチェーンの構図



出典：三井住友信託銀行作成

2-2. 個別インパクトの評価

(1) 個別インパクトの設定

前述の分析等を踏まえ、本評価では以下のインパクトテーマを設定した。

2-1. (1)～(4)の分析に加え、同社はダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進する方針であり、その中で女性活躍推進として女性管理職比率の向上を課題としていること、また、医薬品セグメントにおける影響を踏まえ「ジェンダー平等」及び「健康と衛生」をネガティブ・インパクトに加え、以下を同社のインパクトエリア／トピックとして特定した。

図表 12 特定したインパクトエリア／トピック

インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI
人格と人の安全保障	紛争		
	現代奴隸		
	児童労働		
	データプライバシー		
	自然災害		
健康及び安全性			
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食糧		
	エネルギー		
	住居		
	健康と衛生		
	教育		
	移動手段		
	情報		
	コネクティビティ		
	文化と伝統		
生計	ファイナンス		
	雇用		
	賃金		
社会的保護			
平等と正義	ジェンダー平等		
	民族・人種平等		
	年齢差別		
	その他の社会的弱者		
強固な制度・平和・安定	法の支配		
	市民的自由		
健全な経済	セクターの多様性		
	零細・中小企業の繁栄		
インフラ			
経済収束			
気候の安定性			
生物多様性と生態系	水域		
	大気		
	土壌		
	生物種		
	生息地		
サーキュラリティ	資源強度		
	廃棄物		

※PI:ポジティブ・インパクト、NI:ネガティブ・インパクト

出典：UNEP FI Impact analysis tool を基に三井住友信託銀行作成

なお、以下の通り、(a)「現代奴隸」、「児童労働」、「賃金」、「社会的保護」、「民族・人種平等」、(b)「水域」、「大気」、「土壤」、「生物種」、「生息地」、(c)「廃棄物」については、ネガティブ・インパクトの抑制に向けた体制が整えられていると判断し、本評価においてインパクトテーマの設定外とした。

(a) 「現代奴隸」、「児童労働」、「賃金」、「社会的保護」、「民族・人種平等」

同社は、マテリアリティとして特定した「人権・環境に配慮したサプライチェーンの構築」を、2026中期経営計画の活動テーマ「持続可能な調達活動」に分類した上で推進している。

同社は、「公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う」ことが国際的に求められており、その実現には自社のみならず取引先を含むサプライチェーン全体で社会的責任を果たし、児童労働や強制労働、環境破壊などの社会課題に取り組む必要があると考えている。2016年に「明治グループ調達ポリシー」を策定し、人権と地球環境に配慮した調達活動を掲げ、サプライヤーとともに責任ある調達の実現を目指して付随するリスクに対する予防・軽減策の実行に努めている。さらに、2020年6月には、サプライヤーに対して社会的責任を果たすことを求める「明治グループサプライヤー行動規範」を策定。以降、年月が経過するにつれて、サステナビリティにおける社会課題が多岐に亘り、より多面的な対応が必要になったことを鑑み、適宜改訂し責任あるサプライチェーン構築に向けて取り組んでいる。

カカオの調達においても、「明治グループ調達ポリシー」に基づき、サプライヤーと連携しながら、人権や環境に配慮した調達を行い、カカオ豆の生産地域や農家が抱える課題を解決し、持続可能なカカオ豆生産の実現への貢献を目指している。

同社は2006年より独自のカカオ農家支援活動として「メイジ・カカオ・サポート」を展開している。その一環として、児童労働が社会課題となっているガーナで現地パートナーと協力して児童労働監視改善システム(CLMS⁴)による支援を行っている。調査員が各農家や農園へ足を運び、家族構成などを確認し、啓発活動によって児童労働の認識を高め、児童労働を特定し、改善支援及びフォローアップを継続的に行うことで、児童労働の撤廃に取り組んでいる。

(b) 「水域」、「大気」、「土壤」、「生物種」、「生息地」

同社は事業活動において自然資本に大きく依存していると認識しており、「ネイチャーポジティブ」への貢献が最も重要な課題であると位置付けている。同社の事業は生乳、カカオや乳酸菌、抗生物質に代表される微生物などの豊かな自然の上に成り立っているため、生物多様性の損失は重大な社会課題であると認識している。経済活動に伴い森林伐採による生息地の破壊や環境汚染など生息環境の劣化が原因で生物多様性の損失が急速に進行しており、自然環境が危機的状況にある中、豊かな自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、原材料調達から廃棄に至るサプライチェーン全体を通じた事業活動において、生物多様性への影響と依存を把握し、その保全・再生に向けて取り組んでいる。

また、排水の水質確保については、日本国内において法令に定められた基準よりも、さらに厳しい排水に関する自主基準を設定し、水質汚濁防止に取り組んでいる。排水による環境への影響を減らすために、排水負荷の大きい工場やプロセスでは活性汚泥処理法やメタン発酵処理法などの環境技術を用いた処理設備を設置し、排水を制御している。なお、2024年度において、排水の水質に関する法令違反が無かったことを確認している。

さらに、同社は事業活動由来の環境汚染を防止するために、環境関連法令の遵守を徹底するとともに、汚染物質の環境への排出量削減にも取り組んでいる。国内外の生産・研究開発拠点において、汚染防止に対して統一的に高いレベルで取り組むために、2022年度に「汚染防止ガイドライン」を策定した。本ガイドラインは「自主管

⁴ カカオ生産地での児童労働・強制労働撲滅を目指すNPO「International Cocoa Initiative」が開発した児童労働監視改善システム(Child Labor Monitoring and Remediation Systems)で、児童労働の事例を特定、監視、是正及び防止する取り組みを行っている。

理基準の運用」「監視」「測定・記録」「施設管理」「教育訓練」「リスク管理」「汚染物質の排出量削減」で構成されており、本ガイドラインに則り、環境関連法令の遵守、汚染物質の環境への排出量削減を推進している。

具体的には、燃焼設備を適切に管理することで、ばい煙に関する規制値を遵守するとともに、硫黄酸化物 (SOx)、窒素酸化物 (NOx) の総排出量をモニタリングしている。医薬品の生産では多くの有機溶剤を使用することから、塩素系有機溶剤の回収、揮発性有機化合物 (VOC) の大気中への排出量の削減に取り組んでいる。

また、土壤汚染のリスクのある事業所では、有害物質の地下水含有量のモニタリングを実施。土壤汚染対策法で定める基準を超過した場合は、行政機関の指示に従い、周辺環境へ影響を与えないように対策を実施する体制となっている。

(C)「廃棄物」

同社は、限りある地球資源を有効活用し、循環型社会を実現するため、廃棄物の発生抑制や分別・回収による再資源化、容器・包装の減容化・薄肉化を進め、最終処分量のさらなる低減に取り組むことで、地球環境保全へ貢献し、持続可能な社会の実現を目指していく方針である。

具体的な取り組み事例として、明治のチョコレート菓子製品「ガルボ」のビスケット生地の剥離油の設備をノズルの間欠運転にすることにより、産廃発生量を年間 24 トン削減した。また、食品ロス削減に向けた取り組みとして、販売部門と生産部門が連携し過去の売行データや販売促進計画等を考慮し、商品別に需給計画を立案・推進することで商品需給の精度を向上させ不良在庫を削減している。その他、賞味期限の年月日表示から年月表示への変更や、官能評価及び科学的分析により品質への影響がないことが確認できた商品について賞味期限を延長する等の取り組みを行っている。

図表 13 本評価におけるインパクトエリア／トピック

インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI
人格と人の安全保障	紛争		
	現代奴隸		●
	児童労働		●
	データプライバシー		
	自然災害		
	健康及び安全性	●	●
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食糧	●	●
	エネルギー		
	住居		
	健康と衛生		●
	教育		
	移動手段		
	情報		
	コネクティビティ		
	文化と伝統		
	ファイナンス		
	雇用		
生計	賃金		
	社会的保護		
	ジェンダー平等		●
平等と正義	民族・人種平等		●
	年齢差別		
	その他の社会的弱者		
	法の支配		
強固な制度・平和・安定	市民的自由		
	セクターの多様性		
健全な経済	零細・中小企業の繁栄		
	インフラ		
経済収束			
	気候の安定性		●
生物多様性と生態系	水域		
	大気		
	土壤		
	生物種		
	生息地		
サーキュラリティ	資源強度		●
	廃棄物		

※PI: ポジティブ・インパクト、NI: ネガティブ・インパクト

出典: UNEP FI Impact analysis tool を基に三井住友信託銀行作成

2-3. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って以下のとおり確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。

モデル・フレームワークの確認項目	JCR による確認結果
事業会社のセクター・事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。	業種・エリア・サプライチェーンの観点から、同社の事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクトエリア／トピックが特定されている。
関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト 10 原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。	同社は、国連グローバル・コンパクトへの参画、TCFD 提言への賛同表明等を行い、それぞれ対応を進めていることが確認されている。
CSR 報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。	同社の公表している「統合報告書」「有価証券報告書」「2026 中期経営計画」「サステナビリティ 2026 ビジョン」等を踏まえ、インパクトエリア／トピックが特定されている。
グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。	UNEP FI のインパクト分析ツール、グリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則のプロジェクト分類等の活用により、インパクトエリア／トピックが特定されている。
PIF 商品組成者に除外リストがあれば考慮する。	同社は、三井住友信託銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。
持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。	同社の事業で想定し得る重要なネガティブ・インパクトとして、GHG や廃棄物の排出が特定されている。これらは、同社のマテリアリティ等で抑制すべき対象と認識されている。
事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。	三井住友信託銀行は、原則として同社の公開情報を基にインパクトエリア／トピックを特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCR は三井住友信託銀行の作成した PI 評価書を踏まえて同社にヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。

3. KPI の適切性評価及びインパクト評価

3-1. KPI 設定の概要

図表 14 本評価におけるインパクトテーマ

	インパクトテーマ	インパクト エリア／トピック	関連する マテリアリティ	関連する SDGs
(1)	CO ₂ 排出量削減によるカーボンニュートラル社会の実現	気候の安定性	気候変動	7. 3、 13. 1、 13. 3
(2)	容器包装の管理による循環型社会の実現	資源強度	資源循環	12. 2
(3)	健康な食生活への貢献	健康及び安全性、 食糧	健康と栄養	3. 4
(4)	製品品質の安全性・信頼性	健康及び安全性、 食糧、 健康と衛生	製品品質の安全性・信頼性	3. 4、 12. 3、
(5)	多様な人財による新たな価値創出	ジェンダー平等	多様な人財の成長と活躍	5. 5、 8. 5

(1) CO₂排出量削減によるカーボンニュートラル社会の実現

ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「7. エネルギー」「13. 気候変動」
SDGs ターゲット	7. 3、 13. 1、 13. 3
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト：- ネガティブ・インパクト：「気候の安定性」	
本テーマが創出するインパクト	
カーボンニュートラル社会の実現	
対応方針、目標及び指標 (KPI)	
対応方針 (a)	省エネ、創エネ活動の強化、カーボンクレジットの活用
目標	Scope1, 2 排出量を 2026 年度までに 32%以上、2030 年度までに 50%以上削減(2019 年度対比)
指標 (KPI)	Scope1, 2 排出量削減率
対応方針 (b)	酪農分野での GHG 排出量削減、容器包装材料の使用量削減、サプライヤーとの連携強化
目標	Scope3 排出量を 2026 年度までに 15%以上削減、2030 年度までに 30%以上削減(2019 年度対比)
指標 (KPI)	Scope3 排出量削減率 (範囲：カテゴリー1・4・9・12)

(a) 省エネ、創エネ活動の強化、カーボンクレジットの活用

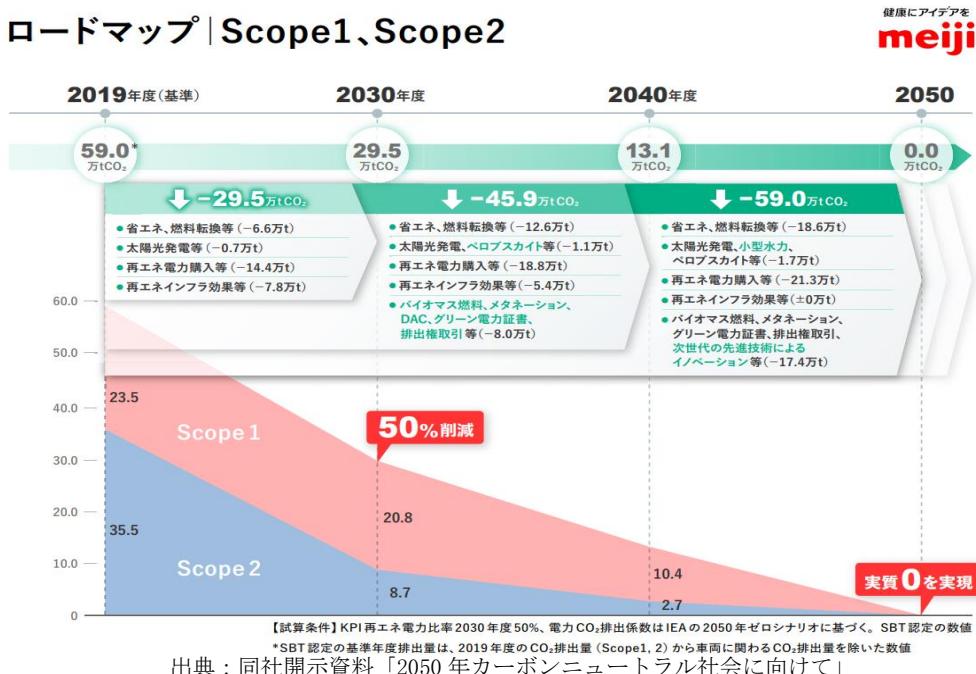
i) 対応方針と目標に対する評価

同社は、気候変動の主な原因物質である CO₂をサプライチェーン全体でゼロにするカーボンニュートラルを目指した取り組みを進めており、その実現に向けたロードマップとして 2022 年 9 月に「2050 年カーボンニュートラル社会に向けて」を策定した。本ロードマップでは、目標として 2030 年度に GHG (Scope1,2) 50%削減、GHG 排出量 (Scope3) 30%削減 (いずれも 2019 年度比)、2050 年にカーボンニュートラル実現を掲げている。

また、2025 年 7 月には、SBT イニシアティブより、科学的根拠に基づいた目標であることが認められ「SBT Net-Zero・FLAG」認定を取得している。

2024 年度までの削減率が 25.1%であることに対し、目標年度までの残り 6 年間において、残り 24.9%の削減が必要となる。上記を踏まえ、目標達成に向けては相応の企業努力が必要と三井住友信託銀行は考えている。

図表 15 Scope1,2 に対するロードマップ



ii) 目標達成に向けた取り組み

同社では、事業活動のあらゆるプロセスにおいて省エネエネルギーに努め、CO₂ 排出の少ない燃料への転換や高効率設備への更新・導入を進めている。一部の工場では「トップランナー制度」対象機器を導入し、このような優れた省エネ性能を持つ設備導入のほか、機器の運用改善による稼働時間短縮などを組み合わせ、積極的に省エネ化を図っており、今後も導入を進めていく。さらに、自社の配送センターや物流倉庫の照明（水銀灯・蛍光灯）の LED 化を進めており、エネルギー（電気）の削減にも努めている。冷蔵倉庫においては特定フロンの冷凍機から効率の良い自然冷媒・代替フロンの冷凍機へ計画的に更新を進め、エネルギー使用を削減していく。

また、現状の施策の延長では目標達成が困難であるという認識から、今後は水素燃料やペロブスカイト太陽電池など新しいイノベーションを積極的に取り入れ目標達成を目指していく。

なお、三井住友信託銀行は今後の進捗状況を踏まえた同社における本目標の位置付けや見直しの検討状況と各取り組みの状況等についてもモニタリングしていく方針である。

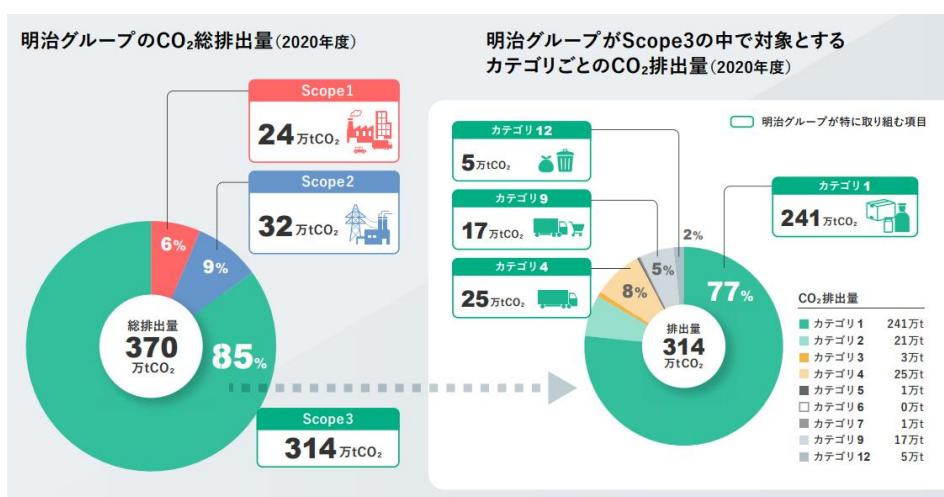
(b) 酪農分野での GHG 排出量削減、容器包装材料の使用量削減、サプライヤーとの連携強化

i) 対応方針と目標に対する評価

2030 年度までに GHG 排出量を 2019 年度比 30% 削減、2050 年には実質 0 を目指す方針であり、同社 Scope3 の大部分を占めているカテゴリー 1・4・9・12 を対象としている。同社における CO₂ 総排出量（2020 年度実績）の内訳として Scope3 は全体の 85% を占め、各カテゴリーの占める割合はカテゴリー 1 : 77%、カテゴリー 4 : 8%、カテゴリー 9 : 5%、カテゴリー 12 : 2%、合計 92% である。一部の 1 次サプライヤーとは CO₂ 削減の目標設定や取組状況などの実態を把握した上で、エンゲージメントの実施に加え、サプライチェーンの上流に位置する生産者との取り組みも推進する。

この目標についても 2025 年 7 月に SBT イニシアティブより、科学的根拠に基づいた目標であることが認められ「SBT Net-Zero・FLAG」認定を取得している。現状の同社削減率を踏まえると、目標達成に向けては相応の企業努力が必要と三井住友信託銀行は考えている。

図表 16 明治グループ CO₂ 排出量の内訳

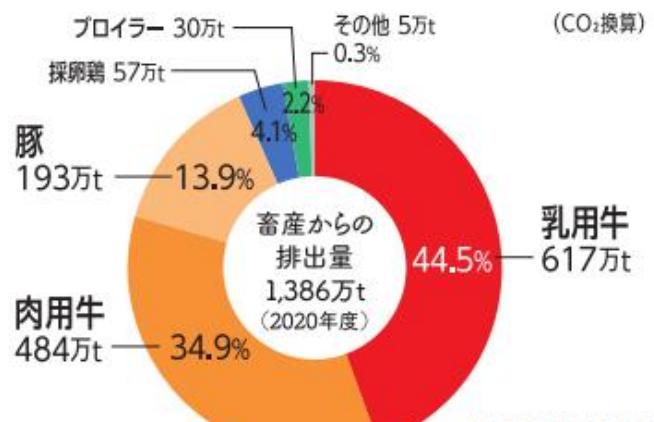


出典：同社開示資料「2050 年カーボンニュートラル社会に向けて」

ii) 目標達成に向けた取り組み

酪農業における GHG 排出（呼気や糞尿由来のメタンや一酸化二窒素 (N₂O)）も 1 つの社会課題となっており、同社はサステナブルな酪農の実現に向けて、GHG 排出量削減を推進していくとともに、削減の取り組みが酪農家の新たな収入源となり、持続可能な酪農業につながることを目指している。

図表 17 畜産全体に占める GHG 排出の構成（日本）



出典：農林水産省「畜産・酪農をめぐる情勢」を基に作成

出典：FACT BOOK「酪農の持続可能性」

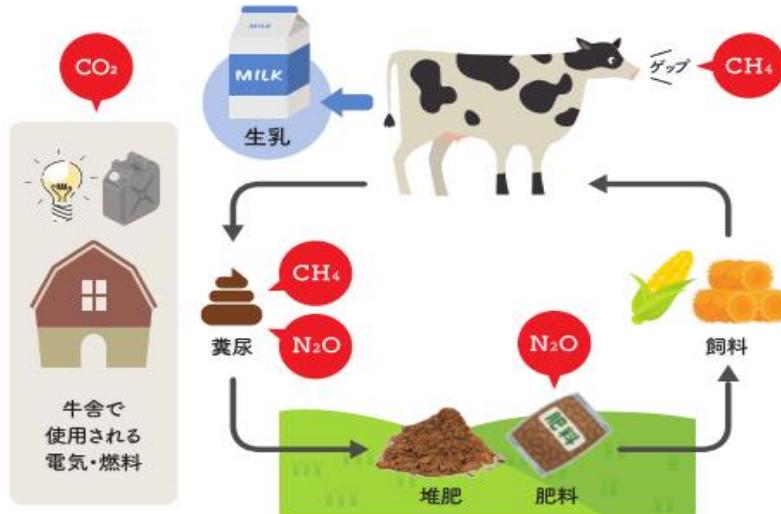
2023年3月から、味の素株式会社と協業し、J-クレジット制度を活用した、酪農の糞尿由来のN₂Oを削減するビジネスモデルを構築している。アミノ酸バランス改善飼料を使うことで従来の飼料よりも乳牛が効率的に栄養を吸収し、余剰分が原因で発生していた糞尿からのN₂Oを抑えることができる。ここで削減されたGHG排出量をJ-クレジット化して同社が購入することで、酪農家の新たな収入源につなげるとともに酪農を含む明治グループ全体のバリューチェーンにおけるGHG排出量のオフセットにつなげていく取り組みである。この取り組みを契機に協業の幅を拡大し、GHG排出量削減の推進を図っていく。また2023年8月には、酪農におけるGHG排出量削減に向け、生乳生産量日本一の別海町を検証フィールドとして、カーボンファーミングの推進に取り組む「道東カーボンファーミング研究会」の構成メンバーとして参加し、取り組みを推進している。

図表 18 J-クレジット制度を活用したビジネスモデル



出典：FACT BOOK「酪農の持続可能性」

図表 19 酪農経営での温室効果ガス発生場面



出典:『酪農ジャーナル電子版 酪農PLUS+』「特集:酪農における温室効果ガス排出と削減に向けて」
 (2021.10.26掲載)より改変

出典: FACT BOOK 「酪農の持続可能性」

配送車両について、効率化による炭素／エネルギー削減を目指し、都市部では同社製品による車両積載率向上、地方については他メーカーとの共同配送による車両積載率向上に取り組んでいる。更なる配送の効率化のため、モーダルシフトへの取り組みを推進していく。

使用者（消費者・事業者）による製品廃棄時の処理に伴う排出を減らすため、プラスチック容器包装の軽量化やバイオマスプラスチック配合容器・環境に配慮した紙原材料への切り替えにも取り組んでいる。今後も対象商品を拡大し、更なる排出量削減に向け取り組みを推進していく。

なお、三井住友信託銀行は今後の進捗状況を踏まえた同社における本目標の位置付けや見直しの検討状況と各取り組みの状況等についてもモニタリングしていく。

(2) 容器包装の管理による循環型社会の実現

ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「12. 持続可能な消費と生産」
SDGs ターゲット	12. 2
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト: - ネガティブ・インパクト: 「資源強度」	
本テーマが創出するインパクト	
循環型社会の実現	
対応方針、目標及び指標 (KPI)	
対応方針	環境配慮型素材の研究開発を進めながら、プラスチック容器包装のリデュース推進
目標	プラスチック使用量（総量）を 2026 年度までに 25%以上、2030 年度までに 30%以上削減（2017 年度対比）
指標 (KPI)	プラスチック使用量（総量）の削減率 ※国内子会社 7 社を対象とし集計

i) 対応方針と目標に対する評価

食品のリーディングカンパニーとして、明治では2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」（環境省）で定められたマイルストーンに照らして、「プラスチック資源循環の取り組み方針」を策定し、全社一丸となってプラスチック資源循環の強化に取り組んでいる。新たな資源の投入を最小化するために資材の使用量を削減し、リサイクルしやすい製品設計を工夫するとともに、リサイクルされた資材の活用や植物由来など再生可能な資源から作られた材料の積極的な採用にも取り組むことで3R（スリーアール）に加え、Renewable（リニューアブル）を推進する方針である。

2020年5月に、2030年度までに容器包装などのプラスチック使用量を25%以上削減（2017年度比）する目標を定め、また、2020年6月に、「明治グループプラスチック資源循環ポリシー」を制定し、取り組みを進めてきたが、目標を上回るペースで削減ができていたことから、2024年3月に、2030年度までに30%以上削減（2017年度比）する目標に上方修正した。

「プラスチック資源循環戦略」では、2030年までにワンウェイプラスチックを累計25%排出抑制するというマイルストーンが掲げられており、同社の2030年度までに30%以上削減（2017年度比）するという目標は遙色ないものと三井住友信託銀行は考えている。

ii) 目標達成に向けた取り組み

製品の特性に合わせて、プラスチック、紙、ガラス、アルミ、スチールなど最適な材質を選択し、すべての容器包装が持続可能なものになるよう努めるほか、容器包装の機能強化、品質保持向上に関する研究開発を進めることで、賞味期限などの延長を図っている。さらに、行政など外部との連携により、使用済みの容器包装の回収システムの構築に取り組み、循環型社会の実現を目指している。

具体的な取り組み事例としては、商品に使用するペットボトル容器の軽量化などのリデュースや、商品の保管や輸送に使用するプラスチック製器具のリユース・リサイクル、さらに商品の包装袋や付属ストローに有機資源由来のバイオマスプラスチックや再生プラスチックの使用拡大を進めている。

また、明治はプラスチック課題解決に貢献すべく、2025年2月に使用済みプラスチックの再資源化事業に取り組む共同出資会社「株式会社アルプラスジャパン」に資本参加している。本共同出資事業への参画により、プラスチックの使用量削減のみならず、使用済みプラスチックの再資源化についてもさらに推進し、バリューチェーンの一員として持続可能な社会の実現への貢献を目指している。

なお、三井住友信託銀行は今後達成状況を踏まえた本目標の位置づけや見直しの検討状況、各取り組みの進捗状況についてもモニタリングしていく。

図表 20 株式会社アールプラスジャパン参加企業一覧

<参加企業一覧>



出典：同社ホームページ

(3) 健康な食生活への貢献

ポジティブ・インパクトの増大	
SDGsとの関連性	
SDGs目標	「3. 保健」
SDGsターゲット	3.4
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト：「健康及び安全性」「食糧」 ネガティブ・インパクト：-	
本テーマが創出するインパクト	
健康な食生活への貢献	
対応方針、目標及び指標（KPI）	
対応方針	健康な食生活・食文化の普及・啓発に向けた食育活動の拡充
目標	食育活動の参加人数累計 80 万人（2026 年度）
指標（KPI）	食育活動の参加人数 ※株式会社明治にて実施している食育活動の参加者数を測定

i) 対応方針と目標に対する評価

同社は創業以来 100 年以上に亘り、栄養をもって社会に貢献したいという思いのもと、「おいしさ、楽しさ」の世界を拓げ、「健康、安心」への期待に応えていくことに努めてきた。同社が考える「栄養」とは、一人一人が抱える健康課題の解決に貢献することはもちろん、おいしく食べることの喜びや充足感を満たすことも大切にすることである。これからも、栄養により一層世界に貢献していくために、同社が提供する栄養の考え方を明文化した「明治 栄養ステートメント」を定め、下記についてコミットしている。

- ① 乳、カカオなどの自然素材を生かし、毎日の健康を支える“栄養”を提供すること
- ② さまざまな「+1(プラスワン)の価値」で、心を満たす“栄養”を提供すること
- ③ “栄養”で、各国・各地域の生活者それぞれの人生を豊かにするお手伝いをすること

上記③にあたるものが健康な食生活・食文化の普及・啓発であり、本項目で設定した目標の食育活動の拡充に繋がる。顧客の健康な食生活を支える企業として、商品の提供や食生活や食文化についての情報発信を行い、普及・啓発に努めていく方針である。

明治の食育活動は、2005年の食育基本法制定を契機に2006年から開始した。乳・カカオ豆などを題材として、生産者の苦労や製造工程、栄養価などへの理解を促す取り組みとなっており、食に対する魅力や感謝の気持ちを醸成し、食への理解を通して「お客様のこころとからだの健康に貢献する」ことを目指して活動している。

内閣府が2024年7月～9月に実施した食育に関する世論調査によると、民間企業が発信する食育情報の入手方法は、テレビや新聞による広告、食品スーパーなどの店頭ポスターや店内ディスプレイ・陳列棚における表示が大部分を占めており、何らかのイベントや活動に参加し情報を入手したという回答はごく僅かである。同社における、2024年度までの食育活動参加者累計人数は29.3万人であり、食育活動の参加人数を2026年度累計80万人まで増やすという目標については、上記を加味すると達成に向けて相応に企業努力が必要な目標であると三井住友信託銀行は考えている。

食育活動推進による世の中への情報提供は、SDGs ターゲット3.4にある精神保健・福祉の促進にとって重要な取り組みであり、大きなインパクトが期待される。

図表21 食育活動実績

(単位:万人)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
日本	9.7	18.8	25.5	28.3	29.3

出典：同社ホームページ

ii)目標達成に向けた取り組み

同社本社と全国8拠点町（札幌、仙台、群馬、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）に食育活動専門組織を設置し、約50人の食育担当者が食育活動を行っている。中でも、小学校、中学校、高校の出前授業は2006年から開始しており、2020年度に延べ1万校、100万人を突破、2024年には約150万人を超えた。

また、近年では各世代に合わせたプログラムを用意し、「大学」「企業」「シニア向け」など幅広い世代に向けたセミナーを開催。特に、最近注目されている「健康経営」をテーマに企業の社員を対象としたプログラムは好評を得ている状況。2020年度からはオンラインによる食育セミナーも開始し、今までセミナーに参加できなかつた離島など、エリアの拡大にもつながっている。今後、さらに内容を充実させ、子どもから大人まで幅広い世代の方々に向けて活動を広げていく方針であり、人々の健康な食生活への貢献が期待できる。

なお、三井住友信託銀行は食育活動状況の他、「明治 栄養ステートメント」の見直し等についてもモニタリングを行い、取り組み状況を確認していく方針である。

(4) 製品品質の安全性・信頼性

ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「3.保健」「12.持続可能な消費と生産」
SDGs ターゲット	3.4、12.3
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト：- ネガティブ・インパクト：「健康及び安全性」「食糧」「健康と衛生」	
本テーマが創出するインパクト	
食品の安全性と品質保証への貢献、医薬品の信頼性保証	
対応方針、目標及び指標 (KPI)	
対応方針 (a)	明治グローバル品質方針 (Meiji's Quality Policy) に基づく「明治 品質コミュニケーション (Meiji Quality Comm)」活動の推進による品質への取り組み強化
目標	重大品質事故件数 0 件
指標 (KPI)	重大品質事故件数 ※食品セグメント連結子会社を対象とし集計
対応方針 (b)	信頼性保証活動 (製造所監査、安全管理業務など) の徹底による未然防止
目標	製販品目における回収などの重大不適合の発生件数 0 件
指標 (KPI)	重大不適合の発生件数 ※医薬品セグメント連結子会社 (KM バイオロジクス株式会社・明治アニマルヘルス株式会社を除く) を対象とし集計

(a) 明治グローバル品質方針(Meiji's Quality Policy)に基づく「明治 品質コミュニケーション(Meiji Quality Comm)」活動の推進による品質への取り組み強化

i) 対応方針と目標に対する評価

明治では、明治グループ理念体系に基づき、独自の品質マネジメントシステム「明治 品質コミュニケーション (以下、Meiji Quality Comm)」を構築し、品質への取り組みを日々強化しており、Meiji Quality Comm では、品質マネジメントの原則、指針を「品質方針」として宣言している。

図表 22 明治の品質方針

明治の品質方針	
私たち、「おいしさ・楽しさ」を追求し、世界のお客さまの「ウェルネス」「安全・安心」への期待に応えるため、社員一人ひとりが「食と健康」のプロフェッショナルとして、以下の役割を果たします。	
1.	開発・設計、調達、生産、物流、販売・コミュニケーションのすべての組織で品質保証活動に取り組みます。
2.	お客様に正確な情報の提供を行った上で、お客様の声に真摯に耳を傾け、商品やサービスの向上に活かします。
3.	法令の遵守、安全な商品の提供を常に意識して行動します。

出典：同社ホームページ

「品質方針」に基づいて、開発・設計、調達、生産、物流、販売・コミュニケーションに至る機能部門が、それぞれの仕事において品質を守る上での重点事項を「品質保証規程」として明らかにしている。さらに具体的に実行すべき仕事の手順や内容、判断のための基準を「品質保証基準」として定め、開発・設計から販売・コミュニケーションまで全ての機能において、マネジメントサイクルを回し改善を継続し、顧客の信頼と満足を得られるよう努めている。また、これらの活動について、トップマネジメントレビューを行い、品質活動を評価。Meiji Quality Comm は、顧客の満足を追求する同社共通の姿勢となっている。

製品品質を維持することによる安全な商品の供給は、SDGs ターゲット 12.3 にある一人当たりの食糧の廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食糧の損失を減少させる重要な取り組みであり、大きなインパクトが期待される。

ii) 目標達成に向けた取り組み

COO（食品セグメント）を議長として、年2回開催する「明治 品質コミュニケーション会議」を軸に活動を推進。この会議では、品質に関する取り組みの進捗確認と課題解決に向けた対策を議論している。また、品質本部長を統括とした「明治 品質コミュニケーション企画連絡会」が設置されており、「明治 品質コミュニケーション強化活動」の企画と推進を行っている。

食品安全への取り組みとして、顧客の声を活かした活動の強化や認証取得に注力している（全ての工場で HACCP を導入済のほか、グローバルな食品安全マネジメントシステムである GFSI 承認規格を 2020 年度にグローバルで 100% 取得済）。顧客の声は専門部署で分析しており、特に健康危害につながるおそれのある顧客の声を見逃すことがないようにモニタリング体制を整え、緊急を要すると判断した場合は組織横断的に確認・解析し、速やかに対応する方針である。

スポーツ栄養食品については、国際的アンチドーピング認証の「インフォームドチョイス認証」を取得（一部商品を除く）。このプログラムに基づき、高度な分析技術と製造工程の監査によって、使用が禁止されている物質が製品に混入していないかを検査している。今後も、目標に挑み続けるアスリートやスポーツを楽しむ人が安心して使用できる商品を提供すべく、取り組みを強化している。なお、三井住友信託銀行は品質維持に対する対応状況の他、「品質方針」及び Meiji Quality Comm の見直しについてもモニタリングを行い、取り組み状況を確認していく。

(b) 信頼性保証活動(製造所監査、安全管理業務など)の徹底による未然防止

i) 対応方針と目標に対する評価

同社の子会社で医薬品開発・製造を行っている Meiji Seika ファルマ株式会社（以下、Meiji Seika ファルマ）では、図表 23 の信頼性保証ポリシーを制定している。

図表 23 信頼性保証ポリシー

Meiji Seika ファルマの信頼性保証ポリシー

私たちは、患者さんや医療関係者の皆様からの信頼を頂き、社会に貢献してまいります

私たちは、医薬品・医療機器などの各領域において、有用で高品質な製品の研究開発と確実な生産を行い、患者さんや医療関係者の皆様に製品を安定的にご提供し、また、それらの製品に係る必要な情報を適切で迅速にご提供することにより、社会に貢献することを目的として事業活動を行っています。

この目的達成のために私たちは、各種の法令や規範、及び、コンプライアンスを遵守することを徹底し、生命関連産業に携わるものとして、倫理観と道徳心をもって行動します。

そして、ご提供する製品や情報を患者さんや医療関係者の皆様に安心して使っていただけますように、従業員全員が誠実に、そして謙虚に、日々努力を積み重ねてまいります。

この様な私たちの考え方をビジネスパートナー様にもご理解をいただき、共に力を合わせてまいります。

これを私たちがご提供する製品と情報の信頼性を保証する事業活動のポリシーとして行動することで、患者さんや医療関係者の皆様からの「信頼」を頂き、社会に貢献するよう努めます。

出典：Meiji Seika ファルマホームページ

Meiji Seika ファルマでは、医薬品・医療機器（以下、医薬品等）の製品本体だけでなく、開発・臨床試験等で得られたデータや市販後の適正使用に関する情報を含めて「製品」と定め、「製品」の信頼性を向上させるための取り組みを行っている。その取り組みのよりどころが「Meiji Seika ファルマ信頼性保証指針」となっている。

「患者さん、医療関係者の皆さまから信頼を頂いて社会に貢献していく」ことを医薬品等の信頼性を保証するための基本方針（「信頼性保証ポリシー」）とし、この「信頼性保証ポリシー」に基づき、「Meiji Seika ファルマ信頼性保証指針（以下、本指針）」を定め、「製品」の信頼性確保に取り組んでいる。

また、医薬品等は開発から製造、出荷、副作用等の情報の収集や適正使用に関する情報の提供に至るまで、規制当局により厳しい基準が定められており、これらの基準に基づき、社内の基準・手順書を定め、試験の適切な実施及び正確な試験データの取得を徹底し、データや情報の信頼性向上に努めていく運営が行われている。なお本指針は、グループ会社にも適用されている。

医薬品という人体に対する影響力が高い製品を取り扱っていることから、製品品質を維持することによる安心・安全な商品の供給は、SDGs ターゲット 3.4 にある精神保健及び福祉を促進するために重要な取り組みであり、大きなインパクトが期待される。

ii) 目標達成に向けた取り組み

Meiji Seika ファルマでは、国内及び欧米の GMP（製造管理及び品質管理に関する基準）に準拠するだけでなく、本指針の下、Meiji ブランドを掲げて販売する製品の品質に関する方針（「品質保証ポリシー」）を定めており、医薬品以外の製品についても本方針を適用している。本方針を Meiji Seika ファルマのグループ内に共有することで、

生産活動（製造管理・品質管理）の各段階において製品の品質に関わる潜在リスクを低減し、継続的な品質改善の実践により、グローバル水準の品質システムを実践している。

また、原材料の調達から生産、流通等の業務に関わるサプライチェーン全体にわたり、「品質保証ポリシー」に基づいた一貫した品質保証活動を進めている。例えば製品の品質を守るため、自社工場のみならず国内外の製造委託先や原材料の供給メーカーの監査を行い、リスク低減のための指導を定期的に実施。医薬品の市場への出荷にあたっては、品質保証責任者が法律に基づき、製造に関する記録を全て確認した上で、市場への出荷を決定し、患者、医療関係者が安心して使用できる医薬品を届けている。

医薬品・医療機器に関連する安全管理情報（副作用情報等）については国内外から収集し、それらを客観的に評価・検討を行い、製品の適正使用に必要な情報を速やかに提供することで、安全性に関するリスクの最小化に努めている。さらに、製造販売後使用成績調査の情報を医療関係者へ提供することで、製品の安全性と信頼性の向上にも努めている。

なお、三井住友信託銀行は品質維持に対する対応の他、「信頼性保証ポリシー」や「Meiji Seika ファルマ信頼性保証指針」の見直しについてもモニタリングを行い、取り組み状況を確認していく。

(5) 多様な人財による新たな価値創出

ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「5. ジェンダー」、「8. 経済成長と雇用」
SDGs ターゲット	5.5、8.5
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト： - ネガティブ・インパクト：「ジェンダー平等」	
本テーマが創出するインパクト	
ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン	
対応方針、目標及び指標（KPI）	
対応方針	女性社員のキャリア支援・意識醸成、多様な人財の活躍を推進する管理者としてのマネジメントスキル強化
目標	管理職における女性比率を 2026 年度までに 12%以上
指標（KPI）	管理職における女性比率

i) 対応方針と目標に対する評価

消費市場や労働市場における人々の価値観が多様化しており、同社は、そうした環境下で自社が成長を続けるためにはダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（以下、DE&I）のさらなる推進が不可欠として、女性、キャリア採用者、海外人財の採用・育成・登用により中核人財の多様性を促すため、「明治グループダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンポリシー」を制定している。「日本、世界のお客さまに『食と健康』で一步先を行く価値を届けること」を目指し、DE&I を推進する方針である。

2024 年度実績は 7.7% であり、2026 年度までに 12% 以上達成という目標は相応に企業努力が必要な目標と考えられる。

女性社員の活躍を推進することは、SDGs ターゲット 5.5 にある完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する、8.5 にあるすべての男性及び女性の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、労働同一賃金達成に向けた重要な取り組みであり、大きなインパクトが期待される。

ii) 目標達成に向けた取り組み

DE&I の第一歩としての女性活躍推進について、同社はトップのコミットメントのもと、アンコンシャスバイアス研修や女性社員に対するキャリア研修などを通じ、女性社員の管理職への登用を積極的に行っている。また、性別を問わず、社員一人一人が能力を発揮できる組織や職場づくりに向けて、仕事と家庭の両立支援の仕組みを充実させるとともに、女性や育児期にある社員を部下に持つ管理職への研修を積極的に実施し、明治グループ一体での意識改革を推進している。

女性社員が各人のスキル・能力向上、キャリア意識を高めていくことで、これまで以上に視座・視野の高い業務に障壁なくチャレンジできるための施策を推進している。女性リーダーのキャリアアップの後押しとして、管理職一步手前の女性を対象とした集合型研修にて社長へのテーマ答申を実施し、女性管理職候補者を育成している。

なお、三井住友信託銀行は女性活躍推進対応の他、「明治グループダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンポリシー」の見直しについてもモニタリングを行い、取り組み状況を確認していく。

3-2. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って以下のとおり確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及び同社のサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本 PI 評価に基づくファイナンスは、同社のバリューチェーン全体を通して、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

各 KPI が示す 5 項目のインパクトは、以下のとおりそれぞれ幅広いインパクトエリア／トピックに亘っている。

(1) CO₂ 排出削減によるカーボンニュートラル社会の実現

ネガティブ・インパクト：「気候の安定性」

(2) 容器包装の管理による循環型社会の実現

ネガティブ・インパクト：「資源強度」

(3) 健康な食生活への貢献

ポジティブ・インパクト「健康及び安全性」、「食糧」

(4) 製品品質の安全性・信頼性

ネガティブ・インパクト「健康及び安全性」、「食糧」、「健康と衛生」

(5) 多様な人財による新たな価値創出

ネガティブ・インパクト「ジェンダー平等」

また、これらをバリューチェーンの観点からみると、調達段階では、「気候の安定性」「資源強度」が、製造段階では、「健康及び安全性」「食糧」「健康と衛生」、そしてすべての段階に共通する項目として「ジェンダー平等」があげられる。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

明治グループは、2025 年 3 月期に連結売上高 1 兆 1,540 億円を計上し、連結従業員数 17,231 名を擁するとともに、連結子会社及び持分法適用会社 57 社で構成され、乳製品及び菓子といったカテゴリーで業界を代表するトップメーカーである。(従業員数及び企業数ともに 2025 年 3 月 31 日時点)。

事業は食品及び医薬品といった複数分野にまたがり、日本のみならずアジア、オセアニア、北米、欧州など世界各地で展開されている。以上から、同社は国際的に見ても屈指の大規模企業グループとして位置付けられる。このような規模感のもとで、本 PI 評価において示された取り組みが推進されることで、経済・環境・社会におけるインパクトは、日本のみならず世界各国へ波及していくことが期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本 PI 評価に基づくファイナンスは、ポジティブ・インパクトを効率的に発現させるとともに、ネガティブ・インパクトの抑制にも寄与することが期待される。

こうしたインパクト創出の方向性は、明治グループが掲げる「世界の人々が笑顔で健康な毎日を過ごせる未来社会をデザインする」という明治グループにおけるサステナビリティ活動のミッションと整合しており、サステナビリティ 2026 ビジョンで示した「こころとからだの健康に貢献」「持続可能な調達活動」「豊かな社会づくり」「環境との調和」の 4 テーマを軸に特定された 12 のマテリアリティとも密接に関連している。

また、同社は明治 ROESG を最上位の経営指標に位置づけて、サステナビリティ委員会（議長：代表取締役社長 CEO）及びサステナビリティ事務局会議（事務局長：CSO）の下で、各子会社の関係部署が連携する実効性の高いガバナンス体制を構築し、経済価値と社会価値の両立を推進している。

本 PI 評価で設定された各 KPI は、同社が特定したマテリアリティに対応するものであり、本 PI 評価に基づくファイナンスにより、求められるインパクトがより効果的に創出・抑制されることが見込まれる。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

各 KPI が示すインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本 PI 評価に基づくファイナンスは、以下にリストアップしたとおり、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

(1) 「CO₂排出量削減によるカーボンニュートラル社会の実現」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

ターゲット 13.3. 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

(2) 「容器包装の管理による循環型社会の実現」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.2. 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

(3) 「健康な食生活への貢献」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.4. 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。

(4) 「製品品質の安全性・信頼性」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.4. 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。



目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.3. 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

(5) 「多様な人財による新たな価値創出」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.5. 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.5. 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

4. モニタリング方針の適切性評価

三井住友信託銀行は、同社の事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避、低減されていることを、継続的に少なくとも年 1 回モニタリングする。本 PI 評価の契約にあたっては、インパクトを生み出す活動や KPI 等に関して、継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを同社に要請している。同社の各種開示情報等を確認することにより、目標達成に向けた進捗度合い及び取り組みをモニタリングし、その結果について三井住友信託銀行グループのホームページに開示していく。各 KPI に係る目標については、本 PI 評価に基づくファイナンスの契約期間後の目標年度までの施策や、契約期間中に目標年度が到来した場合の後続目標の設定状況等についても確認する。イベント発生時においては、同社から状況をヒアリングし、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。

本 PI 評価に基づくファイナンスの資金提供者となった三井住友信託銀行以外の金融機関等は、上記モニタリング結果について三井住友信託銀行グループのホームページで確認することができる。当該金融機関等は、モニタリング結果の確認を踏まえ、必要に応じ自らの判断において同社と直接エンゲージメントを行う。

なお、モニタリングの結果、①本 PI 評価の前提となる同社のサステナビリティ活動に重大な影響を与える事象（サステナビリティ方針・推進体制の変更、マテリアリティの変更、M&A 等の発生、規制等の制度面の大幅な変更、天災や感染症蔓延等の異常事象等）が認められた場合、②①及びその他の要因により本 PI 評価で選定されたインパクトに変更が生じた場合、あるいは③KPI・目標に変更が生じた場合、本 PI 評価の内容は更新される。

JCR は、以上のモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

5. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCR は上記 2~4 より、本 PI 評価において、SDGs に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

IV. PIF 原則に対する準拠性等について

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対する PI 評価について、以下のとおり確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本 PI 評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

1. PIF 第 1 原則 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本 PI 評価は、三井住友信託銀行が同社のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するための PIF を実施する枠組みと位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（環境・社会・経済）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定、緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本 PI 評価に基づくファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定、緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本 PI 評価に基づくファイナンスは、SDGs との関連性が明確化され、当該目標に直接的に貢献し得る対応策となる。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本 PI 評価では、タームローンをはじめとする各種ファイナンスが想定されている。
PIF 原則はセクター別ではない。	本 PI 評価では、同社の事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本 PI 評価では、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. PIF 第2原則 フレームワーク

原則	JCRによる確認結果
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、投融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、PIF としてより効果的な投融資を実行し得るものと考えられる。
事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。	三井住友信託銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。
事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。
事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。	三井住友信託銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。
事業主体は、上記のプロセスを実行するため、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。	三井住友信託銀行には、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。
事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。	三井住友信託銀行は、今般 JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。
事業主体は、プロセスを隨時見直し、適宜更新すべきである。	三井住友信託銀行は、社内規程によりプロセスを隨時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCR は 2023 年 10 月改定の社内規程を参照している。
ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時にを行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。

3. PIF 第3原則 透明性

原則	JCRによる確認結果
<p>PIF を提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則1に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のため整備するプロセス（原則2に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則4に関連） 	<p>本PI評価に基づくファイナンスは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保される。また、同社はKPIとして列挙された事項につき、統合報告書・ウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p>

4. PIF 第4原則 評価

原則	JCRによる確認結果
<p>事業主体（銀行・投資家等）の提供するPIFは、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、本PI評価に基づくファイナンスについて、期待されるインパクトをPIF第4原則に掲げられた5要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。JCRは、当該インパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。</p>

5. インパクトファイナンスの基本的考え方

PIF TFの「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスをESG金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方を整理しているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないが、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及びESG金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージである。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブ・インパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスを上記の4要素を満たすものとして定義しており、本PI評価は当該要素と整合的である。また、本PI評価におけるインパクトの特定・評価・モニタリングのプロセスは、「インパクトファイナンスの基本的考え方」が示しているインパクトファイナンスの基本的流れ（特に企業の多様なインパクトを包括的に把握するもの）と整合的である。

V. 結論

以上より、JCRは、本PI評価がPIF原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

(担当) 菊池 恵理子・葛 友樹

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースが纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、本 PIF がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、本 PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本 PIF における KPI の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

- ・ポジティブ・インパクト金融原則
- ・資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススタスクフォース

- ・インパクトファイナンスの基本的考え方

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録） ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル